

添付書類一覧表(農地法第4条届, 農地法第5条届)

○農地法第4条（第5条）届出書（市街化区域内での農地転用）

チェック	申 請 書 類		備 考
	4条農地転用届出書 又は 5条農地転用届出書	必須	・市街化区域内での農地転用で権利移動のない場合 ・市街化区域内での農地転用で権利移動がある場合
	土地登記事項証明書（原本）	必須	・全部事項証明書に限る。（相続登記・分筆登記済のもので、申請日から6カ月以内のもの。登記情報提供サービスによる照会番号及び発行年月日でも可。） ・土地の全部事項証明書と所有者の現住所が異なる場合、住民票の写し又は戸籍の附票の写しなど、住所のつながりを証明できるものを提出すること（コピー提出可）。
	位置図	必須	・住宅地図程度で届出地が特定できるもの。 （地図上に届出地を表示すること。）
	土地改良区 転用決済金領収書（写）	該当する場合	・土地改良区に属する場合、該当の土地改良区のもの。
	委任状（原本）	該当する場合	・届出を代行者がする場合

※農地所有者の相続ができていない場合は、相続手続きが完了後の届出となります。

【参 考】
受付時期 ： 毎週金曜日締（金曜日が祝日等の場合はその前日）
受理通知 ： 受付の翌週の金曜日（金曜日が祝日等の場合はその前日）